

## 第2期中期計画の変更について

## 1. 概要

## (1) 中央市民病院（先端医療センター病院の統合）

先端医療センター病院（運営主体：公益財団法人先端医療振興財団）を廃止し、中央市民病院へ統合することに伴い、中期計画における収支計画等に関する項目・指標を変更する。（統合予定日：平成29年11月1日）

## (2) 神戸アイセンター病院

運営主体を神戸市民病院機構として開設することに伴い、現行中期計画に神戸アイセンター病院の中期計画を追加する。（開設予定日：平成29年12月1日）

## 2. 中期計画変更項目

## (1) 予算、収支計画及び資金計画等の追加、変更

現第2期中期計画期間中の予算、収支計画及び資金計画等に以下のとおり、追加、変更を行う。

## 【追加、変更点】

- ・中央市民病院の予算、収支計画及び資金計画等（平成29～30年度）について、先端医療センター病院統合後の計画に変更する。
- ・神戸アイセンター病院の予算、収支計画及び資金計画等（平成29～30年度）を追加する。（※西市民病院、西神戸医療センターについては現状の中期計画通りとする）

## (2) 目標値の設定、変更

先端医療センター病院の統合に伴い、中央市民病院の目標値を変更するとともに、神戸アイセンター病院の目標値を新規設定する。

## (3) 個室料金の設定

先端医療センター病院の統合に伴い、中央市民病院の個室料金を変更するとともに、神戸アイセンター病院の個室料金を新規設定する。

(※)神戸アイセンター病院の医療機能等に関する中期計画変更案については、前回評価委員会（平成28年12月16日）において提出済み。

## (参考) 中期目標・中期計画変更の考え方について（国立大学法人評価委員会資料抜粋）

中期目標・中期計画は、法人の基本理念や長期的な目標を実現する上で中期目標期間において達成すべき目標等を定めたものであり、中期目標期間中に変更しないことが基本。

ただし、以下のような場合は、中期目標期間内に状況の変化等によりやむを得ず変更を行う場合がある。

- ① 制度改正等により中期目標・中期計画の変更が不可欠となる場合  
（法令改正による制度の新設・改廃、組織整備に伴う当然の変更）
- ② その他の状況の変化により中期目標・中期計画の変更が必要と考えられる場合  
（法人全体で新しい事業を実施する場合、社会環境の変化により手段の変更が必要な場合（IT化進展など）、天変地異等の外的要因）